

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成28年8月3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年8月3日 (水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	欠
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 8番 木下 大学委員 9番 材木 清豊委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第4条の規定に基づく承認申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度 農用地利用集積計画(案)の決定案件	12件
第5号議案	農地移動あっせん申出	1件
第6号議案	吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程	1件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さん、おはようございます。只今より平成 28 年 8 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さん、おはようございます。7 月の梅雨明けから 35 度以上の非常に暑い中での農作業ということで、大変かと思いますが体には十分注意をして農作業をしていただきたい。それでは 8 月の農業委員会総会を開催して行きたいと思います。
- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
8 番 木下 大学委員 9 番 材木 清豊委員、議事録署名委員をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく承認申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 27 年度 農用地利用集積計画（案）の決定案件	12 件
第 5 号議案	農地移動あっせん申出	1 件
第 6 号議案	吉野ヶ里町農業委員会規定の一部を改正する規程	1 件

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入っていきたいと思います。農地法第 4 条の説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 2a 未満農業用施設の届出についてでございます。 整理番号届出－1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：平成 28 年 5 月 27 日) は場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

該当規定は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号（農地の転用の制限について規定：その他農林水産省令で定める場合）

農地法施行規則第 32 条第 1 号（農地の転用の制限の例外について規定：2a 未満の農業用施設に供する場合）です。

2 ページは、管内図です。申請ヶ所は図面中央左の申請地と表示している所です。新宮田地区の北東部分になります。

3 ページは位置図です。図面中央右に申請位置と表示しているところです。

4 ページは字図ですが、図面上の、申請地は 2472 番地-1 の内一部が、申請地と表示している所です。

5 ページは農機具洗い場、農業資材置き場の計画平面図で、図面中央の申請地と表示してあるところが、今回の申請地であります。

6 ページが、農機具洗い場、農業資材置き場の計画横断面図で計画横断面図ですが、A-A`断面では、敷地の東西断面です。

B-B 断面は敷地の南北断面です。西側と南側の一部にブロック積で積み、盛土にてかさ上げして基礎と鉄筋コンクリートは厚 10 c m で施工予定です。

7 ページが農機具洗い場兼駐車場の配置計画図です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、原武委員さんお願いします。
- **11 番（原武委員）** 松田さんは新宮田地区の担い手としてがんばっていただいていますので、土地の集約として経営面積も多くなって農機具を買いそろえてありますので、農機具洗い場兼駐車場は必要だと思いますので、宜しく御願います。
- **議長** はい、松田さんところの前を通りますが、道べたのところにとめてあります。農機具洗い場兼駐車場を作ってもらって保管してもらいたいと思います。
- **議長** ご質疑ございませんか。
- **5 番（大澤委員）** この場合は許可後に分筆をされますか。
- **事務局手塚** 分筆の必要はありません。
- **議長** 他にご質疑ございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** それでは、第 2 号議案の農地法第 4 条、4-1 の説明をお願いします。

○ **事務局長** 8ページをごらんください。第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請

でございます。整理番号4-1の案件を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、

(告示：昭和59年9月1日)ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断されます。転用目的である通路及び宅地拡張は、居住する者の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

始末書案件(別添：始末書及び現地写真)です。

申請地の場所ですが、9ページは管内図で、図面中央に申請地と表示しているところです。地区は下藤地区です。10ページは位置図で図面右上に申請地と表示しているところが今回の申請地になっています。

11ページが字図ですが、中央の太線で囲ってある941番地-2のところが、申請地となっています。12ページは土地利用計画図です。図面右の南側の方の太線で囲ってある刀のような形状が申請地ですが、通路、庭として使用されていました。

13ページは始末書を朗読

14ページは現状写真の方向図面です。15ページ、16ページ、17ページは各方向からみた現状写真です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、中島委員さんお願いします。

○ **10番(中島委員)** 枉行政書士がこられていままでの経緯で、本人は知らなかったともしわけないとのお話でしたので、やむを得ないと思っていますので、よろしく御願います。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。ご質疑ございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致した

いと思います。

- **議長** それでは、第 2 号議案の農地法第 4 条の整理番号 4-2 と 第 3 号議案農地法第 5 条の許可申請案件整理番号 5-1 と 農地法第 5 条の許可申請案件整理番号 5-2 は関連がありますので、続けて説明をお願いします。

- **事務局長** 18 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件でございます。4-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 59 年 9 月 1 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断されます。転用目的である宅地進入路は、居住する者の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、19 ページは管内図で、図面中央部分に申請地と表示しているところです。地区は田手村地区です。20 ページは位置図で吉野ヶ里歴史公園の東側で、図面中央の薄く線で囲ってあるところの 4 条と記載されたが今回の申請地になっています。

21 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある 1807 番地 4 のところが、申請地となっています。

22 ページは土地利用計画図です。図面中央の 1807 番地 4 の 4 条申請 65.93m²のところが申請地です。断面については図面中央上の A¹-A²断面では、敷地の東西方向の断面で、盛土を 1.5m する計画です。図面中央左上の B¹-B²断面は敷地の南北断面で、盛土を 1.0m から 1.5m する計画です。

続いて 23 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件でございます。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 59 年 9 月 1 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第 1 種農地

と判断されます。転用目的である宅地進入路は、居住する者の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、24 ページは管内図で、図面中央部分に申請地と表示しているところです。

25 ページは位置図ですが、吉野ヶ里歴史公園の東側で、図面中央の薄く線で囲ってあるところの 5 条と記載されたところが今回の申請地になっています。

26 ページが字図ですが、図面中央の黒く塗ってある 1807 番地 5 のところが、申請地となっています。

27 ページは土地利用計画図です。図面中央右の 1807 番地 5 の 5 条申請 18.85m²のところが申請地です。断面については図面中央左上の B¹・B²断面は敷地の南北断面で、盛土を 0.79m ほどする計画です。

続いて 28 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件でございます。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域内であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、農用地区域内農地と判断されます。目的である宅地進入路として、一時的に利用開始し、町が来年度に行なう予定の道路分筆登記完了後、速やかに正規の手続きを行なう旨の確認書添付のため、農地の区分と一時転用目的は問題ないと考えられます。申請地の場所ですが、29 ページは管内図で、図面中央部分に申請地と表示しているところです。

30 ページは位置図ですが、吉野ヶ里歴史公園の東側で、図面中央の薄く線で囲ってあるところの 5 条使用貸借と記載されたところが今回の申請地になっています。

31 ページが字図ですが、図面中央の 5 条使用貸借のところの 1795 番地-5 が、申請地となっています。

32 ページは土地利用計画図です。図面中央右の 1795 番地 5 の（仮地番）5 条使用貸借

13.86m²のところが申請地です。断面については図面中央左上の B¹・B²断面は敷地の南北断面で、盛土を平均で 0.63m ほどする計画です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、米倉委員さんお願いします。

○ **1 番（米倉委員）** この案件につきましては、遺産分割協議に第 3 者がはいっておられ、国道 385 号線側に構造物がないところで、この部分を分割しなさいとなってしまうようです。そのため宅地への進入路がなくなったので、東側に進入路を作るための申請です。5-2 の申請での宅地南側の町道については来年度で、登記をする計画だそうです。土地改良区の事業区域内については、土地改良区にも申請をだされていますので、問題はないと思います。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。ご質疑等ございませんか。

○ **9 番（材木委員）** 排水については道路側に側溝新設と書いてありますが、東側の水路に流れるようになっているのですか。

○ **事務局 手塚** 図面の下の西側方向に道路北側での側溝がありますので、そちらから流れる計画です。

○ **議長** 他にご質疑等ございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。

○ **事務局長** 33 ページをお願いします。

第 4 号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規がございまして、再設定が 12 件で計の 12 件があがっております。田が 10 筆、畑 2 筆で田の面積が 34,880 m²で、畑が 1074 m²となり、計の 12 筆、面積が 35,954 m²です。

34 ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第

18条第3項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- **議長** 第5号議案 農地移動あっせん申出について事務局の説明を求めます。

- **事務局長** 35ページの方になります。第5号議案 農地移動あっせん申出を朗読。つづいて36ページの図面は位置図で中央の丸く線で囲ってあるところが申出地になっています。37ページは附近見取り図で、わかりにくいですが、図面右上の申出地と記載している2ヶ所です。38と39ページは字図で、38ページの中央の2584番地と39ページは2446番地が申出地です。地区は箱川上分地区です。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、あっせん委員さんを作る必要があります。今年の3月までは、農業委員の地元の委員さん3名で、あっせん委員になっていただいております。今年の4月からの新体制でのあっせん委員の選任の手法を今後今一度考えたいと思いますのでよろしいでしょうか、（全員、同意の声あり）それではその方向でさせていただきます。

- **議長** 第6号議案 吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程について事務局の説明をお願いします

- **事務局長** 40ページをお願いします。

第6号議案 吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程についてですけど、提案理由としまして吉野ヶ里町農業委員会選挙事務取扱規程の廃止に伴う見直し、かつ、農業委員会事務局長印遺漏のため新たに追加する必要があるためとしまして他の町長部局は課長印が作成されていますが、農業委員会事務局長印が遺漏のため作成する必要があるとしまして、

41ページの吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程の改正内容を朗読

42ページの吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程の新旧対照表を朗読

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。この件について、ご質問等ございますか。

この改正農業委員会規程の一部を改正する案件についてよろしいでしょうか。それでは、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。改正の方向と進めたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会午前 10 時 30 分